

議案第 7 1 号

新座市公告式条例の一部を改正する条例

新座市公告式条例（昭和 3 0 年新座市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例の公布）</p> <p>第 2 条 条例の公布は、公布文及び公布年月日を記入して、その末尾に市長が署名した後、<u>市のホームページに設置した掲示場（災害その他特別の事由により当該掲示場に掲示することができない場合</u>にあっては、<u>市役所前掲示場</u>）（次条において「<u>掲示場</u>」という。）に掲示して行う。</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第 3 条 市長その他市の機関の定める規則の公布は、公布文、公布年月日及び市長名又は当該機関名若しくは当該機関の代表者名を記入して、当該職印を押した後、<u>掲示場</u>に掲示して行う。</p>	<p>（条例の公布）</p> <p>第 2 条 条例の公布は、公布文及び公布年月日を記入して、その末尾に市長が署名した後、<u>市役所前掲示場</u>に掲示して行う。</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第 3 条 市長その他市の機関の定める規則の公布は、公布文、公布年月日及び市長名又は当該機関名若しくは当該機関の代表者名を記入して、当該職印を押した後、<u>市役所前掲示場</u>に掲示して行う。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（新座市行政手続条例の一部改正）

2 新座市行政手続条例（平成 1 1 年新座市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第 1 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき</p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第 1 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき</p>

者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を新座市公告式条例（昭和30年新座市条例第7号）第2条に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

（新座市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

3 新座市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（公表の方法） 第7条 前条の規定による公表は、市の広報紙への掲載、 <u>新座市公告式条例（昭和30年新座市条例第7号）第2条に規定する掲示場</u> への掲示その他市長が適当と認める方法により行う。	（公表の方法） 第7条 前条の規定による公表は、市の広報紙への掲載、 <u>市役所前掲示場</u> への掲示その他市長が適当と認める方法により行う。

令和7年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

条例及び市長その他市の機関の定める規則の公布の方法を改めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。